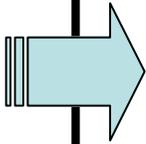
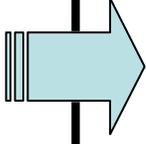


# 緑地面積率及び環境施設面積率（案）の概要

※太枠内の『緑地面積率及び環境施設面積率（案）』について、ご意見をお願いいたします。

	工場立地法(現状)		緑地面積率及び環境施設面積率（案）
環境施設面積率	全国一律 <u>25%以上</u>		企業立地重点促進区域のうち ・準工業地域以外の区域（条例指定区域） → 15%以上 (①～③)
うち、緑地面積率	全国一律 <u>20%以上</u>		企業立地重点促進区域のうち ・準工業地域以外の区域（条例指定区域） → 10%以上 (①～③)

※緑地面積率及び環境施設面積率（案）の、①～③の所在地については、集積区域・重点促進区域（条例指定区域）図（参考資料）をご覧ください。

緑地面積率及び環境施設面積率（案）は、『(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号) 緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準』に基づき、周辺の森林や河川、環境施設などの存在や住宅、店舗などの住民の生活、利便、福祉のための施設の存在などを考慮して、それぞれの区域ごとに検討したものです。

# 緑地面積率及び環境施設面積率(案)作成の背景

## 緑地面積率及び環境施設面積率の状況

### 1 工場立地法（昭和49年3月施行）による緑地面積率及び環境施設面積率

周辺環境との調和を図るため、次のいずれにも該当する工場に対して、全国一律に工場敷地面積の20%以上の緑地面積及び20%以上の緑地面積を含む25%以上の環境施設面積の確保を規定。

- 規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上
- 業種：製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱発電所は除く)

### 2 工場立地法の改正（平成10年1月施行）

都道府県及び政令指定都市は、条例により緑地面積率及び環境施設面積率を緩和できることとなりました。

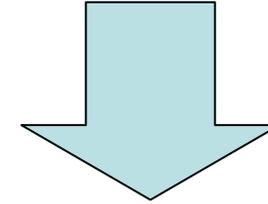
※現在、茨城県においては、条例を制定していません。

### 3 企業立地促進法の施行（平成19年6月）

企業立地促進法に基づく基本計画において、特に重点的に企業立地を図るべき区域として定めた区域の緑地面積率及び環境施設面積率を、市町村が条例を定めることにより緩和することができるようになりました。

## 必要性

- 隣接地の取得が困難で、既存敷地内での増設が困難な場合、新たな設備投資ができないため、市外への転出が懸念されます。
- 市内企業から、緑地率等の緩和の要望が出されています。
- 他の自治体でも、このような緩和措置を講じており、立地する企業から選択されるためにも、その条件整備が求められます。



緑地面積率等を緩和することで、その緩和された土地を生産設備のために活用できるため、積極的な設備投資や外部からの企業立地をとおした市内経済の活性化及び雇用機会の拡大などが期待されます。

● 今後の予定

平成22年3月19日～4月18日 パブリックコメントの募集

6月 議会に議案の提出

7月～9月 周知期間

10月 条例施行